

○ 二松学舎サービス株式会社奨学金（NSC奨学金）
に関する細則

（平成27年7月30日制定）

（目的）

第1条 この細則は、「二松学舎サービス株式会社奨学金に関する内規」（以下「内規」という。）第5条第1号の「二松学舎サービス株式会社奨学金特待生」（以下「NSC奨学金特待生」という。）に関し、内規第6条の規定による審査会の設置、選定方法等について定める。

（資格）

第2条 この細則によって奨学金特待生となる者は、二松学舎大学学則（以下「学則」という。）第36条第2項に定める単年度GPAにおいて特に優秀な成績を収めた在籍者とする。ただし、学校法人二松学舎奨学基金運用規程（以下「規程」という。）第5条の規定により、当該在籍者からは、規程第7条第1号及び第2号に定める特待生・準特待生並びに奨学生選抜付入試制度該当者を除くものとする。

2 単年度GPAにおいて特に優秀な成績を収めた者が、学則第43条第1項に規定する休学中の場合は、当該休学者が復学後に直前の成績をもって選考することができる。

（NSC奨学金特待生審査会）

第3条 学長は、毎年度、NSC奨学金特待生を推薦しようとするときは、学則第8条に規定する教授会、及び副学長、文学部長、国際政治経済学部長、学務局長、二松学舎サービス株式会社社長、教学事務部長及び学生支援課長を構成員とする奨学金特待生審査会の選考を経て行うものとする。

（NSC奨学金特待生の選考方法）

第4条 NSC奨学金特待生の選考は、原則として各学年の在籍者の単年度GPA上位者の中から順に選考するものとし、単年度GPAの同順位者があるときは、履修単位数若しくは上位成績を修めた科目数を勘案して、学則第1条の2に規定する学科ごとに各学年2名以内を選出するものとする。

（授受方法）

第5条 内規第5条第1号に規定する二松学舎大学学生への奨学金の授受の方法については、学校法人二松学舎奨学基金運用細則第3条を準用する。

（改廃）

第6条 本細則の改廃は、大学審議会及び大学運営会議の議を経て学長の承認を得たのちに、常任理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成30年5月28日）

1. この細則は、平成30年3月19日から適用する。
2. 本細則第4条に規定する人数は、平成29年度から平成32年度までの間は、下記のとおりとする。

＜平成29年度＞

1年次4人以内（文学部3人、国際政治経済学部1人）、2年次・3年次・4年次は3人以内、計13人以内。

＜平成30年度＞

1年次5人以内（文学部3人、国際政治経済学部2人）、2年次4人以内（文学部3人、国際政治経済学部1人）、3年次・4年次は3人以内、計15人以内。

＜平成31年度＞

1年次・2年次5人以内（文学部3人、国際政治経済学部2人）、3年次4人以内（文学部3人、国際政治経済学部1人）、4年次は3人以内、計17人以内。

＜平成32年度＞

1年次・2年次・3年次5人以内（文学部3人、国際政治経済学部2人）、4年次は4人以内（文学部3人、国際政治経済学部1人）、計19人以内。

附 則（2024年7月16日）

この細則は、2025年4月1日から施行する。